

# 仕 様 書

- 1 件 名 次期かなざわ子育て夢プラン策定業務
- 2 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 3 目 的 次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画及び子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の一体的な計画として位置付ける「かなざわ子育て夢プラン2020」の計画期間が令和6年度末に終了することに伴い、令和5年度に実施したアンケート調査結果等を踏まえ、必要な見直しを行い、社会情勢の変化や子育て家庭及び次世代を担う若い世代のニーズに柔軟に対応した「かなざわ子育て夢プラン2025（仮称）」（以下、「次期夢プラン」という。）を策定する。

4 業務内容 (1) 金沢市少子化対策推進行動計画に係る業務について

ア 少子化対策及び子育て支援の現状分析と課題整理

令和5年度に実施した以下のアンケート調査結果などにに基づき、少子化対策及び子育て支援をめぐる現状の分析や課題の整理を通してニーズを把握し、次期夢プランへ反映する方策の検討及び資料を作成する。

	調査内容及び調査対象者	調査対象 件数	回答件数
i	子育てに関するアンケート調査 ＜就学前児童の保護者＞	4,000 件	1,812 件
ii	子育てに関するアンケート調査 ＜小学生の保護者＞	4,000 件	2,064 件
iii	子育てに関するアンケート調査 ＜中学生・高校生の保護者＞	2,000 件	1,023 件
iv	若者の将来に関する意識調査 ＜高校生・大学生世代＞	2,000 件	598 件
v	結婚・子育てに関するアンケート ＜22歳以上45歳以下の方（未婚 または既婚で子どものいない方） ＞	2,000 件	420 件
vi	子育て支援に関するアンケート 調査 ＜55歳以上75歳以下の方＞	1,000 件	388 件

イ かなざわ子育て夢プラン2020 事業評価

評価方法を検討し、事業の評価結果から次期夢プランへ反映させるための資料を作成する。

## ウ プラン案の策定

かなざわ子育て夢プラン 2020、その他の関連計画との整合を図り、計画書の案を作成する。

なお、次期夢プランについて、こども基本法に定める市町村こども計画としての策定を見据えていることから、次期夢プランの策定にあたりこども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案した計画となるよう、必要な検討を行い計画書の案を作成すること。

- ①次期夢プラン策定方針の検討・整理
- ②次期夢プラン構成、内容、施策体系等の整理
- ③次期夢プランの計画書の作成・修正・校正
- ④次期夢プランの進捗管理や評価方法についての検討と資料の作成

## (2) 金沢市子ども・子育て支援事業計画に係る業務について

### ア 子育て家庭及び子育て支援の現状分析と課題整理

教育・保育量のニーズ等の調査である以下のアンケート調査の結果に加え、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』を基に、子育て支援施策に係る現状の分析及び課題の整理を行う。

	調査内容及び調査対象者	調査対象 件数	回答件数
i	子育てに関するアンケート調査 <就学前児童の保護者>	4,000 件	1,812 件
ii	子育てに関するアンケート調査 <小学生の保護者>	4,000 件	2,064 件

### イ 需要量の見込み等の設定に係る技術的支援

上記(2)アの調査結果等を基に、設定区域毎の幼児期における学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び児童数の人口推計の設定に係る技術的支援を行う。

### ウ 確保方策の検討

上記(2)イを踏まえ、設定区域毎の幼児期における学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みに対応する確保方策を検討する。

### エ 事業計画案の作成

国が提示する子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、上記(2)イ、(2)ウの結果を反映し、かなざわ子育て夢プラン 2020 その他関連計画等との整合を図り、計画書の案を作成する。

- ① 事業計画策定方針の検討・整理

- ② 事業計画構成、内容、施策体系等の整理
- ③ 計画書案の作成・修正・校正

(3) 金沢市子ども・子育て審議会等への出席及び支援、議事録の作成

令和6年度に開催する審議会・専門部会・ワーキング会議及び各種団体との意見交換会への参加及び会議に必要な資料や情報の提供・意見の集約などを必要に応じて行う。また、上記会議の議事録を作成し、会議で得られた討議結果や意見等をその後の作業に反映する。

<会議開催回数見込み>

- ・子ども子育て審議会 2回
- ・専門部会 3回
- ・ワーキング会議（夢プラン WT） 5回
- 〃（事業計画 WT） 3回
- 〃（学生 WT） 3回
- ・意見交換会 10回

(4) パブリックコメントの実施等支援

次期夢プランの計画案に係るパブリックコメントについて、公開用資料の作成、意見集約及び意見対応支援を実施する。

(5) 次期夢プランの計画書及び計画書概要版の作成

内容が確定した次期夢プランを1冊にまとめた、計画書及び計画書概要版を作成する。

5 成果品等

- |                       |                         |        |
|-----------------------|-------------------------|--------|
| (1) 計画案               |                         |        |
|                       | 次期夢プラン                  | 1部     |
| (2) パブリックコメント用資料      |                         | 1部     |
| (3) 次期夢プラン 計画書        |                         |        |
|                       | ①計画書（本冊）                | 1,300部 |
|                       | A4版、表紙カラー、本文2色、約250頁    |        |
|                       | ②計画書（概要版）               | 4,500部 |
|                       | A4版、オールカラー、16頁          |        |
| (4) 金沢市子ども・子育て審議会等議事録 |                         |        |
|                       | （専門部会・ワーキング会議・意見交換会を含む） | 各1部    |
| (5) その他計画策定にあたって生じた資料 |                         |        |
| (6) 上記(1)～(4)のデータファイル |                         |        |

6 主任技術者の配置等

- (1) 受託者は、本業務における主任技術者を定め、市に通知すること。
- (2) 主任技術者は、本業務に関する技術上の一切の事項を処理すること。
- (3) 落札した場合、主任技術者及び業務担当者の経歴書（地方自治体の各種計画

策定に携わった実績)を提出すること。

7 打合せ等

受託者は、進行管理等のため市と十分な協議を行うとともに、市が指定する場所で面談による打合せを8回以上行うこと。受託者は、市との打合せの内容を取りまとめて、相互に確認の上、市へ提出すること。

8 その他

- (1) 成果品に関する所有権は全て市に帰属し、市の承認を得ないで他に貸与又は公表してはならない。
- (2) 受託者は、業務に関連して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務遂行にあたって疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。

9 支払方法

業務完了後、一括払いとする。